

信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見

平成25年8月
国土交通省 北陸地方整備局

【 目 次 】

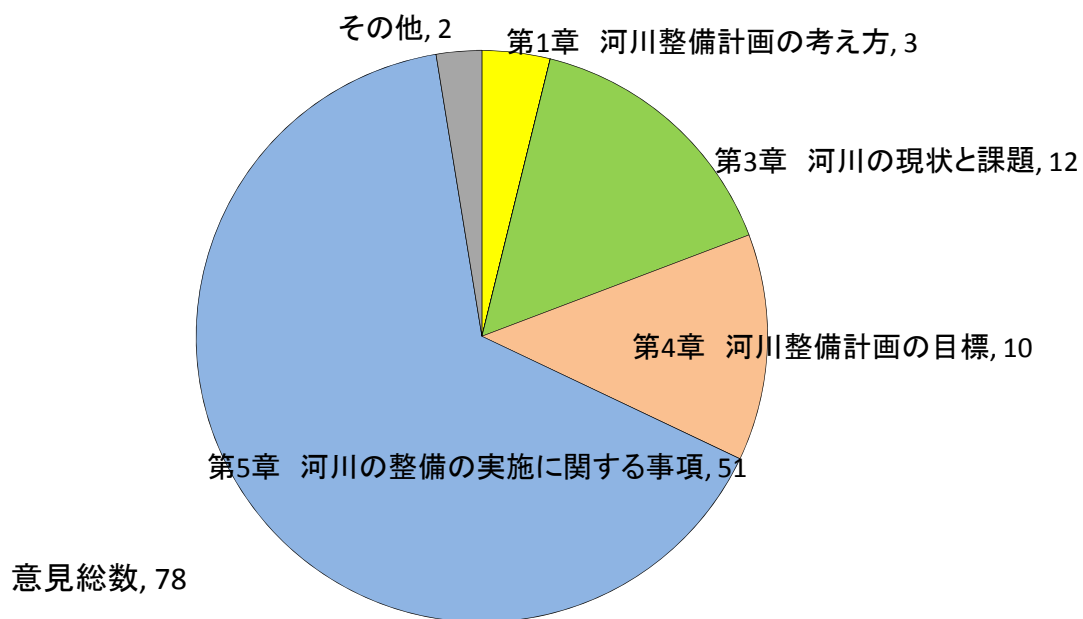
■各部会の開催日、場所	1ページ
■学識者から頂いたご意見の概要	1ページ
■頂いたご意見	
・中流部会抜粋	4ページ
・テーマ別(章別)	6ページ
・上中下流部会、全体調整会議別	23ページ

■各部会の開催日、場所

・信濃川水系学識者会議(第4回中流部会)	平成25年4月18日	長岡市消防防災本部
・信濃川水系学識者会議(第4回下流部会)	平成25年4月22日	新潟ユニゾンプラザ
・信濃川水系学識者会議(第4回上流部会)	平成25年4月30日	長野市生涯学習センター
・信濃川水系学識者会議(第4回全体調整会議)	平成25年5月15日	チサンホテル& コンファレンスセンター新潟

■頂いたご意見の概要

原案各章に対する学識者から頂いたご意見数の内訳は、下記のとおりです。



原案に対する頂いたご意見数の内訳

■ 頂いたご意見の概要

頂いた主なご意見の概要は、下記のとおりです。

治水に関する主なご意見

流域全体の治水安全度向上のために、大河津分水路の整備が極めて重要であり、優先して進めて欲しい。

既設ダムの有効活用による洪水調節機能の確保は、流域全体に効果があるため、早急に進めて欲しい。

過去の地震から得られる知見を踏まえ、大規模地震への対応について取り組んで欲しい。

内水対策について、自治体と連携・調整し、支援を充実して欲しい。

まるごとまちごとハザードマップ等を適宜更新し、地域住民に周知して欲しい。

利水に関する主なご意見

流水管理の必要性を丁寧に記載した方がよい。

目標に、小水力発電に関する記述を追記した方がよい。

環境に関する主なご意見

粗朶沈床等の伝統工法について、今後も活用して欲しい。

魚類だけでなく、多様な生物の生息環境として湿地等が重要であることを追記した方がよい。

市民が川に近づいて地域の川に親しむための環境整備を進めて欲しい。

維持管理に関する主なご意見

河川環境の状態は変化していくことから定期的なモニタリングが重要である。

サイクル型管理については、第三者機関による外部からのチェックシステムが必要である。

河川管理施設の老朽化に対する取り組みについても、取り入れて欲しい。

土砂動態を定期的に把握することは非常に重要である。

歴史・文化、人とのかかわりに関する主なご意見

防災教育、人材育成が重要であり、地域防災力の向上について追記した方がよい。

大河津分水路の役割を多くの方に認識していただくことが重要であり、大河津資料館等を活用して欲しい。

小学生が河川とふれあう場となるような環境整備を推進して欲しい。

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案[中流部抜粋版]の該当頁
章	節	項	ページ				
3章 河川の現状と課題	2節 治水の現状と課題	1項 流下能力の向上・水位低下	P14	1	・堤防が完成堤防、暫定堤防、暫々堤、未整備となっているが、30年かけると、暫定堤防、完成堤防と割合が変わるというのは、際立った変化として出るものか。	整備計画では、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1.(1)堤防整備、表15～18』に示す暫定堤防・暫々堤防・未施工(無堤)区間において堤防の新築・拡築を行い、完成堤にすることとしています。	P50～P51
		4節 河川環境の現状と課題	2項 魚類の移動環境	P43	2	・「魚類の移動環境」の中で、「ドジョウなど」と文言があるが、ドジョウを代表にするというのは、相応しくない。魚類は、繁殖期や成長の過程で移動することがあるので、「生活史の中で」とした方がよいのではないか。	ご意見を踏まえ、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第3章第4節第2項魚類の移動環境』を修正しました。
		4項 人と河川とのふれあい	P49	3	・「河川空間利用状況」で、平成15年、平成18年、平成21年の河川利用者数を比較すると、散策の利用が爆発的に増えているが、どういう理由で河川利用者が増加したのか。	平成15年度の集計方法に誤りがありましたので修正しました。	P39
4章 河川整備計画の目標	1節 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標	1項 災害の発生防止又は軽減	P58	4	・信濃川や他の川もそうだが、県の管理区間と国の管理区間がある。管理するためには一本化した方がよいのではないか。それぞれの管理体制、情報交換がどうなっているか具体的に教えてほしい。	本計画は大臣管理区間を対象としていますが、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第1節第1項の1.目標設定の背景』に記載のとおり、県境区間については、整備に関する情報を共有するなど関係する河川管理者と連携を図りながら進めているところです。	P46
			P58	5	・将来的に一元管理というのは有り得ないということか。		
5章 河川の整備の実施に関する事項	—	—	P62	6	・整備計画原案 第5章、整備の実施計画の期間は、30年で良いか。	信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章河川の整備に実施に関する事項』に記載している整備の実施期間は『第1章第3節計画の対象期間』に記載しているとおり、計画策定時より概ね30年間とします。	P4
	1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	1項 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	P62	7	・「30年間での整備」で、30年間の中でどういう優先順位をつけて、何から実施していくかをしっかり考える必要があるのではないか。どの程度の規模の洪水が起こるか、どの対策を中心に実施するのかを整理し、対策と実施時期の関係をまとめてほしい。	信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第1節第1項1.目標設定の背景』に記載のとおり、水系全体として段階的かつ着実に治水安全度の向上を図ってまいります。	P46

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案[中流部抜粋版]の該当頁
章	節	項	ページ				
5章 河川の整備の実施に関する事項	1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	1項 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	P70	8	・「洪水等による災害の発生防止又は軽減」の中で「④既設ダムの有効活用」がある。田んぼダムを非常に重要視しており、洪水の調整池の役割を果たすのが田んぼであると考えている。田んぼの排水口を規制することによって、たまった水が、ゆっくりと河川に流れ出るといった機能を持つわけであり、田んぼダムを関係機関と調整の上で進めていくというような項目を入れた方が良いのではないかと。	「田んぼダム」については、河川法上位置付られた名称ではないため原案に記載できませんが、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1.(5)遊水機能の保全』に記載している「遊水機能」の一つとして評価しています。	P53
			P71	9	・大河津分水路の第二床固副堰堤のような重量のある大きな建物を構築する場合、地下の活断層等の有無は調査するのか。活断層があった場合はどのような対応を取るのか。	大河津分水路には活断層は確認されていませんが、河川構造物を設計する際には、構造物の設計に必要な地盤調査及び耐震照査を実施します。	—
		3項 河川環境の整備と保全に関する事項	P84	10	・「河川環境の整備と保全」の中で、「魚類の生息環境に配慮し、たまりや湿地等の多様な河川環境」とある。現在は朱鷺が佐渡で繁殖しており、朱鷺の餌場が湿地であるため、湿地の保全が重要と思われる。魚類だけではなく、多様な生物が生息するという主旨を書いてほしい。	ご意見を踏まえ、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項1.(1)多自然川づくりの推進』を修正しました。	P64
	2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	2項 河川管理施設等の点検・維持管理	P89	11	・説明の中に、老朽化に対する取り組みが少ないように思ったが、どのように考えているか。	ご意見を踏まえ、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第2項2. 堰、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理』を修正しました。	P68
—				12	・計画段階評価の案について、4つの案を比較して見たときに、どこがポイントなのかが分かりにくい。ポイントを強調するなど、工夫をした方が良いのではないかと。コストについて「小から大」と表現されているが、何が要因なのかを明確にした方が良いのではないかと。	ご意見を踏まえ、計画段階評価説明資料を修正しました。	—

原案に対する頂いたご意見 テーマ別(章別)

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁	部会名
章	節	項	ページ					
1章 河川整備計画の考え方	1節 計画の主旨	—	P1	1	・ 下流部会では中ノロ川の直轄編入を要望する意見が多かったが、整備計画の策定後に状況の変化が生じた場合には、計画の見直しを行うことができるような意見を案の中には取り入れてもらえるのか。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第1章第1節計画の趣旨』を修正しました。	P1	全体調整会議
	2節 計画対象区間	—	P2等	2	・ 中ノロ川を含めて安全度を高めなければ、信濃川全体の本当の安全につながらない。このため、市町村としては今後も国へ一括整備・管理を求めている。 ・ 直接一括管理と書き込めなくても、P2の計画対象区間について、「支川の取扱に関しては支川管理者とその範囲等について別途協議します。」のような幅を持たせた表現とすることはできないか。あるいは、「現時点での社会状況、自然環境状況、河道状況等を策定したものであり、策定後にこれらの状況変化や新たな知見、技術の進捗等が生じた場合には、必要に応じて適宜、見直しを行います。」を追記できないか。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第1章第1節計画の趣旨、第3節計画の対象期間』を修正しました。	P1 P4	下流部会
1章 河川整備計画の考え方 5章 河川整備の実施に関する事項	2節 計画対象区間 1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	1項 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	P2、P71、P80等	3	・ 洪水後、信濃川本川は堤防が整備されたが、中ノロ川は対策が実施されていない。平成23年7月新潟・福島豪雨時に、萱場排水機場・中部排水機場では30時間を超える長時間にわたり排水ポンプを止めたことにより、農地被害が発生した。中ノロ川を信濃川の一部とみて整備してほしい。	現在は、中ノロ川については信濃川水系河川整備計画の対象となっていませんが、信濃川の整備にあたっては、中ノロ川の河川管理者である新潟県と連携して取り組んでいきます。	—	下流部会
3章 河川の現状と課題	2節 治水の現状と課題	1項 流下能力の向上・水位低下	P14	4	・ 堤防が完成堤防、暫定堤防、暫々堤、未整備となっているが、30年かけると、暫定堤防、完成堤防と割合が変わるといのは、際立った変化として出るものか。	整備計画では、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1. (1)堤防整備、表15～18』に示す暫定堤防・暫々堤防・未施工(無堤)区間において堤防の新築・拡築を行い、完成堤にすることとしています。	P62～ P66	中流部会
	4節 河川環境の現状と課題	1項 河川環境	P41	5	・ P41の「アカヒレタビラ」は、「キタノアカヒレタビラ」とすべきである。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第3章第4節第1項2.動植物の生息・生育・繁殖状況』を修正しました。	P41	全体調整会議

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁	部会名		
章	節	項	ページ							
3章 河川の現状と課題	4節 河川環境の現状と課題	1項 河川環境	P41	6	・千曲川と梓川の内容が混在して分かりにくいいため、分離して記載してはどうか。	ご意見については、他の項目と記載方法を統一するため、上流部・中流部・下流部の区分に基づいて記載しております。	—	上流部会		
			P41	7	・オオクチバスやコクチバスの外来生物についても記載した方がいいのではないかと。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第3章第4節第1項3. (1)上流部』を修正しました。	P41	上流部会		
			P41	8	・高水敷の乾地化が進んだ要因として砂利採取等の影響と記載しているが、主たる要因なのか。河道内の構造物により比高差が大きくなったことが要因ではないかと。	経年の比較から、因果関係が明確である要因を記載しましたが、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第3項4. 土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握』により、モニタリングを実施し把握してまいります。	P93	上流部会		
			P41	9	・湧水環境の減少の要因として洪水に伴う砂州の移動や攪乱の影響等と記載しているが、主たる要因なのか。地下水位の低下等の要因の方が一般的なのではないかと。	信濃川水系河川整備計画案(案)の『第3章第4節第1項河川環境3. (1)上流部』を修正しました。	P41	上流部会		
			P41	10	・ヤナギの立ち枯れは梓川のことではないかと。	ヤナギの立ち枯れは千曲川でも確認されており、上流部の状況として説明しております。	—	上流部会		
			P43	11	・魚道が整備されていない箇所数を具体的に示す方がよい。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第3章第4節第2項魚類の移動環境』の図31に記載のとおりです。	P45	上流部会		
		P43	12	・「魚類の移動環境」の中で、「ドジョウなど」と文言があるが、ドジョウを代表にするというのは、相応しくない。魚類は、繁殖期や成長の過程で移動することがあるので、「生活史の中で」とした方がよいのではないかと。	ご意見を踏まえ、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第3章第4節第2項魚類の移動環境』を修正しました。	P43	中流部会			
				2項 魚類の移動環境						

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁	部会名
章	節	項	ページ					
3章 河川の現状と課題	4節 河川環境の現状と課題	3項 特徴的な河川景観	P46	13	・長野盆地から下流を中心にまとめられているが、管内全域としてまとめるべき。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第3章第4節第3項特徴的な河川景観』を修正しました。	P46	上流部会
3章 河川の現状と課題	4節 河川環境の現状と課題	4項 人と河川とのふれあい	P49	14	・「河川空間利用状況」で、平成15年、平成18年、平成21年の河川利用者数を比較すると、散策の利用が爆発的に増えているが、どういう理由で河川利用者が増加したのか。	平成15年度の集計方法に誤りがありましたので修正しました。	P49	中流部会
			P52等	15	・利用について、漁業の実態や魚の実態について記載した方がよい。魚類相は万代橋から下流では120種～130種と非常に豊かな箇所である。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第3章第4節第1項1.河川環境の特徴』及び『第3章第4節第4項2.レクリエーション・親水施設』を修正しました。	P38 P52	下流部会
4章 河川整備計画の目標	1節 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標	1項 災害の発生防止又は軽減	P58	16	・信濃川や他の川もそうだが、県の管理区間と国の管理区間がある。管理するためには一本化した方が良くはないか。それぞれの管理体制、情報交換がどうなっているか具体的に教えてほしい。	本計画は大臣管理区間を対象としていますが、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第1節第1項の1.目標設定の背景』に記載のとおり、県境区間については、整備に関する情報を共有するなど関係する河川管理者と連携を図りながら進めているところです。	P58	中流部会
			P58	17	・将来的に一元管理というのは有り得ないということか。			中流部会
			P58	18	・上下流のアンバランスは絶対につくってはいけないと思うので、30年工事を行うことにより、できるだけ緩和を推進するという施策を実施していただきたい。			ご意見は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第1節第1項1.目標設定の背景』に記載に含まれています。

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁	部会名
章	節	項	ページ					
4章 河川整備計画の目標	1節 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標	1項 災害の発生防止又は軽減	P58	19	・ 下流部会では、原案全体としては肯定的な評価をしている。特に大きな項目としては、30年という長いスパンの中で優先順位の考え方や上中下流のバランスを念頭に置いた計画が必要であるとの意見がでた。また、外水氾濫防止のため、市街地の浸水を防ぐためのポンプの運転調整をせざるを得ないという現実があるが、非常に深刻な問題であり、今後も適正に調整を進めていく必要がある。	信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第1節第1項1.目標設定の背景』に記載のとおり、水系全体として段階的かつ着実に治水安全度の向上を図ってまいります。また、内水対策については、ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項2.内水対策』を修正しました。	P58 P71	全体調整会議
			P59	20	・ 原案P59の図35、36の数字と注意書きについては、P70の既設ダムを活用で立ヶ花地点で7,600m ³ /sを洪水調節施設により7,300m ³ /sになると記載されていることに対応していると思うが、300m ³ /s流量を上流で貯留するというを明確に分かりやすく記載することはできないか。	ご意見は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第1節第1項2.整備の目標』に記載のとおりです。なお、具体的な方策については検討を進め、今後提示してまいります。	P58	全体調整会議
			P61	21	・ 魚ののぼりやすい川づくりの推進における、「山から川・・・」との目標記載が広すぎて焦点が曖昧になっている。	水系全体の連続性の確保を目標として記載しております。具体の整備内容は、信濃川水系河川整備計画案(案)『第5章第1節第3項1.(3)魚がのぼりやすい川づくりの推進』で記載しています。	P86	上流部会
			P61	22	・ 「サケさかのぼる千曲川」といった、だれにもわかりやすく、目標にしやすい、川の未来像を示す言葉が原案にあってもよいのではないか。	ご意見は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項1.(3)魚がのぼりやすい川づくりの推進』の記載に含まれており、サケ等の特定の魚種については広報等で随時情報発信してまいります。	P86	上流部会
			P61	23	・ P61に魚がのぼりやすい川づくりを推進しますと書いてあるが、サケが遡上できる川づくりをめざすため、「サケさかのぼる」という方向に記載してもらえないかという感想をもっている。	ご意見は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項1.(3)魚がのぼりやすい川づくりの推進』の記載に含まれています。	P86	全体調整会議
			2項 良好な水質の維持	P61	24	・ 「水質事故の発生を低減しつつ・・・」は不自然な表現ではないか。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第2節第2項良好な水質の維持』を修正しました。	P61

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回 答	案の該当頁	部会名
章	節	項	ページ					
4章 河川整備計画の目標	1節 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標	3項 人と河川との豊かなふれあいの確保	P61	25	<ul style="list-style-type: none"> 人と河川の豊かなふれあいの場を確保することによって、いままで営々と行ってきた河川事業により人と自然が共生してきたということを理解いただくような点で整理をしていただきたい。 	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第3節第3項人と河川との豊かなふれあいの確保』を修正しました。	P61	上流部会
5章 河川の整備の実施に関する事項	—	—	P62	26	<ul style="list-style-type: none"> 整備計画原案 第5章、整備の実施計画の期間は、30年で良いか。 	信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章河川の整備に実施に関する事項』で記載している整備の実施期間は『第1章第3節計画の対象期間』に記載しているとおり、計画策定時より概ね30年間とします。	P4	中流部会
	1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	1項 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	P62	27	<ul style="list-style-type: none"> 「30年間の整備」で、30年間の中でどういう優先順位をつけて、何から実施していくかをしっかり考える必要があるのではないかと。どの程度の規模の洪水が起こるか、どの対策を中心に実施するのかを整理し、対策と実施時期の関係をまとめてほしい。 	信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第1節第1項1.目標設定の背景』に記載のとおり、水系全体として段階的かつ着実に治水安全度の向上を図ってまいります。	P58	中流部会

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁	部会名
章	節	項	ページ					
5章 河川の整備の実施に関する事項	1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	1項 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	P66	28	・掘削土の適正な処理について触れておく必要がある。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1.(2)河道掘削』を修正しました。	P66	上流部会
			P67	29	・犀川の久米路橋付近の河川トンネルでは治水効果を発揮しつつあるので、立ヶ花狭窄部においても同様に湾曲部を河川トンネルによりショートカットすることはできないか。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1.(2)①上流部』に記載のとおり、中野市田麦地先～中野市立ヶ花地先は河道掘削を実施します。	P67	上流部会
			P70	30	・千曲川の立ヶ花と戸狩の両狭窄部が上流部の課題であるが、その拡幅・整備のためには、大河津分水路の改修が欠かせない。原案でも取り上げている大河津分水路の改修を優先していただきたい。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1.(3)大河津分水路の改修』に記載のとおり、実施してまいります。	P70	上流部会
			P70	31	・犀川上流の既設利水ダムの洪水調節を特例操作ではなく計画に位置付けていただきたい。 千曲川では平成27年度末を目標に6500m ³ /sへ流下能力を向上させる整備を進めているが、犀川指定区間の久米路第二河川トンネルの整備は平成25年度末に完了することとなり、この間の2年間は上下流バランスに齟齬が生じることから、これを解消するためにも既設ダムの有効活用を前倒して実施していただきたい。	ご意見は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1.(4)既設ダムの有効活用[上流部・中流部]』に記載しています。なお、具体的な方策については検討を進め、今後提示してまいります。	P70	上流部会
			P70	32	・大町ダム、東電5ダムの連携により平成18年洪水で水位低下効果があったことから、今後も同様の取り組みを行っていただきたい。	既設ダムの有効活用については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1.(4)既設ダムの有効活用[上流部・中流部]』に記載しています。	P70	上流部会

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁	部会名
章	節	項	ページ					
5章 河川の整備の実施に関する事項	1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	1項 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	P70	33	・ 霞堤の機能維持・保全と合わせて、安全対策を実施していただきたい。	ご意見の霞堤の安全対策は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項4.計画高水位等を超える洪水を踏まえた流域連携による治水対策』により実施してまいります。	P79	上流部会
			P70	34	・ 「洪水等による災害の発生の防止又は軽減」の中で「④既設ダムの有効活用」がある。田んぼダムを非常に重要視しており、洪水の調整池の役割を果たすのが田んぼであると考えている。田んぼの排水口を規制することによって、たまった水が、ゆっくりと河川に流れ出るといった機能を持つわけであり、田んぼダムを関係機関と調整の上で進めていくというような項目を入れた方が良いのではないか。	「田んぼダム」については、河川法上位置付けられた名称ではないため原案に記載できませんが、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1.(5)遊水機能の保全』で記載している「遊水機能」の一つとして評価していません。	P70	中流部会
			P70	35	・ 大河津分水路の改修が計画に位置付けられたことは評価できる。現在の分水路は河口に行くにしたがって川幅が狭くなっているが、当時の考え方として安全面を考えてこれで十分だと考えて狭くしているのか、それとも当時の財政面・技術面でやむを得ず狭くなっているのか聞きたい。	大河津分水路の下流が狭いことについては、当時の財政面、技術面で限界があったと思われます。	—	全体調整会議
			P70	36	・ 下流部の治水計画は大河津分水路が機能していることが前提であるため、分水路下流区間の流下能力確保が極めて重要である。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1.(3)大河津分水路の改修』に記載のとおり、実施してまいります。	P70	全体調整会議
			P70	37	・ 62ページで大河津分水路を優先的に進め、上下流バランスを考えたが段階的に整備するというのは正しいと思う。その中で、既存ダムの有効活用についても原案に記載されており評価したい。上流部で洪水を貯めるということは流域全体に効果があるため、ぜひ早く進めてほしい。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1.(4)既設ダムの有効活用[上流部・中流部]』に記載のとおり、実施してまいります。	P70	全体調整会議

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回 答	案の該当頁	部会名
章	節	項	ページ					
5章 河川整備の実施に関する事項	1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	1項 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	P71	38	・ 大規模地震の対応とはどのような内容を想定しているのか。また対応は可能なのか。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第5項大規模地震発生の対応』を修正しました。	P96	上流部会
			P71	39	・ 大規模地震とは善光寺地震も含んで記載しているのか。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第3章第1節第1項既往洪水の概要』と『第5章第2節第5項大規模地震発生の対応』を修正しました。	P9 P96	上流部会
			P71	40	・ 大河津分水路の第二床固副堰堤のような重量のある大きな建物を構築する場合、地下の活断層等の有無は調査するのか。活断層があった場合はどのような対応を取るのか。	大河津分水路には活断層は確認されていませんが、河川構造物を設計する際には、構造物の設計に必要な地盤調査及び耐震照査を実施します。	—	中流部会
			P71	41	・ 内水を貯留する施設は、基礎自治体が計画し整備するのがほとんどのケース。「支川管理者が策定する内水処理計画」に限定すると、全てはカバーできない。また、「連携・調整」について、内水対策の充実が本川を守ることもつながるほか、国土交通省では内水施設の充実について支援制度があり、自治体としても支援をしていただきたいので、より踏み込んで記載いただけるとよい。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項2.内水対策』を修正しました。	P71	下流部会

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁	部会名
章	節	項	ページ					
4章 河川整備計画の目標	1節 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標	1項 災害の発生防止又は軽減	P58、P71等	42	<ul style="list-style-type: none"> 理想を言えば、新たな分水路建設が選択肢としてあってもいいと思うが、河川整備計画では30年を見越して財政状況を鑑みた上で、より実現性があり、ある程度具体を示した計画としていかなければならない。 そのためには、①中ノロ川の一体整備・管理、②大河津分水路の抜本的な改修、③一時的に水を抱きかかえる対策の充実・強化を記載する必要がある。①と②は最低限やらないといけないことだと考えている。②は記載されているが、①、③はもう少し記載をした方がよい。③については、内水対策が中心となるが、P71のたった3行ではアンバランスである。内水対策を行うことが本川を守り、沿川地域を守ることにつながることを記載するとともに、内水対策の取り組みを記載するとよい。また、第4章の目標にも内水対策が位置付けられるべきではないか。 	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項2.内水対策』を修正しました。	P71	下流部会
5章 河川整備の実施に関する事項	1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	1項 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	P72	43	<ul style="list-style-type: none"> 「資産が多い区間」等の判断基準等が明確でない表現は、削除又は変更が必要。 	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項3.(2)堤防の浸透対策』を修正しました。	P73	上流部会
			P76	44	<ul style="list-style-type: none"> 親水公園付近の川の流れを緩やかにするような手立てをしていただきたい。 	ご意見は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項3.(3)水衝部対策』に記載のとおり、水衝部に関する調査・モニタリングを継続的に実施し、必要な対策を実施します。	P76	上流部会
			P76	45	<ul style="list-style-type: none"> P76の水衝部の対策の中で、「水衝部(みお筋)」とあるが、水衝部とみお筋は別の事象であり同列の言葉として使われるのは違和感がある。 	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項3.(3)水衝部対策』を修正しました。	P76	全体調整会議

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁	部会名
章	節	項	ページ					
5章 河川整備の実施に関する事項	1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	1項 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	P80	46	・ 想定を越える洪水に備え、まるごとまちごとハザードマップ等を適宜更新してほしい。また、ハザードマップの浸水想定区域外でも状況に応じて逃げるなど、ハザードマップが正しく理解され利用されるよう、きちんと周知してほしい。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項4(3)水防、避難に資する適切な情報提供等』を修正しました。	P80	下流部会
4章 河川整備計画の目標 5章 河川整備の実施に関する事項	2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標 1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	1項 流水の正常な機能の維持 2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	P60、P81	47	・ P82には小水力発電について記載がされているのが、目次で小水力発電の場所が分かりづらいため、P81のタイトルは「適正な流水管理」に「活用」という言葉がほしい。また、目標にも小水力発電に関する記載を追加した方がよい。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第2項1.適正な流水の利用・管理』に修正しました。 また、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第2節第1項流水の正常な機能の維持』を『流水の適正な利用及び正常な機能の維持』に修正し、文章も合わせて修正しました。	P81 P60	下流部会
5章 河川整備の実施に関する事項	1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	P81	48	・ 小千谷地点の正常流量145m ³ /sに対して、観測期間の平均濁水流量が約200m ³ /sで正常流量より大きい流量であるにも関わらず、水環境の改善など流水管理が必要だとしている。P81では維持管理の面でどこに注意をして流水管理を実施するのが望ましいということをもう少し丁寧に記載した方がよい。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第2項1.適正な流水の利用・管理』を修正しました。	P81	全体調整会議
3章 河川の現状と課題 5章 河川整備の実施に関する事項	4節 河川環境の現状と課題 1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	2項 魚類の移動環境 3項 河川環境の整備と保全に関する事項	P43、P83、P86等	49	・ 粗朶沈床は、魚類の産卵場所としても生育の場としても非常によいもの。やる人がいなくなったからやめるとは言わずに残していく方向で対応して欲しい。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項1.(1)多自然川づくりの推進』に記載しているとおり、今後も推進します。	P83	下流部会

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁	部会名
章	節	項	ページ					
5章 河川整備の実施に関する事項	1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	3項 河川環境の整備と保全に関する事項	P84	50	・生態護岸のように一般的ではないと考えられる用語の取り扱いに留意していただきたい。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項1. (1)多自然川づくりの推進』を修正しました。	P84	上流部会
			P84	51	・ワンドやたまりの具体的な保全・再生方法の記載が必要ではないか。	ご意見は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項1. (1)多自然川づくりの推進』の記載に含まれており、具体的な対策については、個別に検討してまいります。	P84	上流部会
			P84	52	・「河川環境の整備と保全」の中で、「魚類の生息環境に配慮し、たまりや湿地等の多様な河川環境」とある。現在は朱鷺が佐渡で繁殖しており、朱鷺の餌場が湿地であるため、湿地の保全が重要と思われる。魚類だけではなく、多様な生物が生息するという主旨を書いてほしい。	ご意見を踏まえ、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項1. (1)多自然川づくりの推進』を修正しました。	P84	中流部会
			P86	53	・遺跡に限った記載だけでなく、貴重種等にも対応することの記載が必要ではないか。	ご意見は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項1. (2)工事による環境影響の軽減等』に含まれています。	P86	上流部会
			P87	54	・川辺に市民が訪れる機会を増やすことが重要である。水辺の浅いところや木陰などをつくることにより、水鳥が集まり、子どもたちも遊ぶことができるような場が実現できないか。 ・市民が川に近づいて地域の川に親しむため、環境を整えることが重要である。シンボリックにでもよいので河川敷における植樹についてご検討いただきたい。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項3ふれあいの場の整備』に記載しているとおり、今後も推進します。 また、河川敷における植樹については、基本的に「河川区域における植樹の伐採・植樹基準」に基づいて行われるものですが、個別に実現の可能性について検討して参ります。	P87	下流部会
			P87等	55	・信濃川は、ウォーターシャトルが走っていて、川の中から市民の目線で、景観が眺められるので、歴史とか、川の存在価値を踏まえた固有の景観を作り出して行くべき。	河川の景観作りについては、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項2良好な景観の保全・再生・創出』に記載しました。	P87	下流部会

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁	部会名	
章	節	項	ページ						
5章 河川整備の実施に関する事項	2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	1項 河川の調査、状態把握	P88	56	・ PDCAを回す場合は目標達成を図る評価指標が必要であるが、整備計画原案にはどのように記載しているのか。	維持管理の評価指標については、確立された手法がない場合が多く、維持管理計画の作成及び見直しにあたっては、必要に応じて学識者等の助言を得ることによりします。	P88	上流部会	
	1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	3項 河川環境の整備と保全に関する事項	P83、P86、P88等	57	・ 河川環境の状態は30年のうちに推移していくことから、定期的なモニタリングが重要である。また、掘削が実施される箇所では整備前後の評価が重要であることから、必要に応じて適切なアセスメントを行ってほしい。	掘削後のモニタリングとその評価については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項1.(2)工事による環境影響の軽減等』に記載の通り、継続的なモニタリング等に努めます。	P86	下流部会	
	2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	1項 河川の調査、状態把握	—	P88	58	・ サイクル型管理については、図を追加したのでわかりやすくなったが、図に整備計画と関連をつけて示す方がわかりやすいのではないか。例えばPlanは整備計画の目標、Doは整備計画の事業、Checkは日常の維持管理、Actionは次の計画へ向けた技術的知見の蓄積にあたるのではないか。これらを図の4つの部分に書くとうわかりやすいのではないか。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節河川の維持の目的、種類及び施行の場所』を修正しました。	P88	全体調整会議
	2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	—	—	P88	59	・ サイクル型管理については内部チェックだけでなく、第三者機関による外部からのチェックシステムが必要である。パートナーシップによる河川管理の展開について、もう少し具体的に説明した方がよい。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節河川の維持の目的、種類及び施行の場所』を修正しました。	P88	全体調整会議
	2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	2項 河川管理施設等の点検・維持管理	—	P89	60	・ 説明の中に、老朽化に対する取り組みが少ないように思ったが、どのように考えているか。	ご意見を踏まえ、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第2項2. 堰、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理』を修正しました。	P89	中流部会

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁	部会名
章	節	項	ページ					
5章 河川整備の実施に関する事項	2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	3項 河道の維持管理	P93	61	・土砂動態を定期的に把握することは非常に重要であるが、土砂動態をできる限り沈静化させるような方策を検討してはどうか。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第3項4. 土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握』により実施してまいります。	P93	上流部会
			P93	62	・狭窄部の掘削は、土砂動態の観点から河床洗掘を引き起こしてしまわないよう、バランスのとれた方法を検討していただきたい。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第3項4. 土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握』により実施してまいります。	P93	上流部会
			P93	63	・上流区間では河床低下があり、護岸や橋梁の根入れ不足が生ずることから河床低下対策をお願いしたい。	ご意見は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第3項4. 土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握』に記載のとおり、維持管理も含めた土砂対策の検討を行い、必要に応じて対策に取り組めます。	P93	上流部会
			P93	64	・置土は大きめの粒径で実施していただきたい。	ご意見は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第3項4.土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握』に含まれています。	P93	上流部会
			P93	65	・河床低下区間は帯工等の横断工作物により対応することはできないか。	ご意見は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第3項4.土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握』に含まれています。	P93	上流部会
			P95	66	・地域と連携した河川管理については、住民を参加させることを目的としたものでなく、河川改修の必要性等について認識を深めてもらうような仕組みづくりといった観点で記載ができないか。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第3項6. 地域と連携した河川管理の推進』を修正しました。	P94	上流部会

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁	部会名
章	節	項	ページ					
5章 河川整備の実施に関する事項	2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	5項 大規模地震発生後の対応	P97	67	<ul style="list-style-type: none"> 原案の97ページに大規模地震発生後の対応があるが、大規模地震発生前に対応すべきことがあるのではないか。千曲川の歴史的3洪水のうち2つは地震に伴うせき止めと決壊が原因と見られている。立ヶ花の狭窄部でも活断層によって河床が盛り上がり、せき止められて氾濫したということを繰り返してきた。このような過去の地震を知って日頃から備えることも大切である。 	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第3章第1節第1項既往洪水の概要』と『第5章第2節第5項大規模地震発生時の対応』を修正しました。	P9 P96	全体調整会議
		7項 人と河川とのかかわりの構築	p98	68	<ul style="list-style-type: none"> 下流域に対し上流域に住む者はもう少し環境に配慮しなければいけないことや、大河津分水の改修状況などは長野県の方の者は知らないと思うので、メディアを通じた情報発信等をしていただきたい。 	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第7項人と河川とのかかわりの構築』に含まれており、上中下流の相互理解を高めるなかで、内容や方法を工夫し実施してまいります。	P97	上流部会
			P98等	69	<ul style="list-style-type: none"> 防災教育と人材育成は重要である。多くの項目のなかに記載されているが、まとまった形での記載があればより広い人々が計画を理解しやすくなる。また、防災教育、人材育成はどのようなイメージで記載したのか。具体的に記載できるとさらによい。 	防災教育と人材育成は、多くの項に関係するもので、一つにまとめることは困難と考えます。具体的なイメージについては、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第7項2.環境学習・防災教育等への支援』に記載しています。	P97	下流部会
4章 河川整備計画の目標	1節 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	3項 水防、避難に資する適切な情報提供等	P60、P98	70	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災力の向上が重要であるということを記述として追加した方がよい。 	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項4.(4)防災教育への支援』を修正しました。	P80	下流部会
5章 河川整備の実施に関する事項	2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	7項 人と河川とのかかわりの構築						下流部会

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁	部会名
章	節	項	ページ					
5章 河川整備の実施に関する事項	2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	7項 人と河川とのかかわりの構築	P98	71	・ 信濃川大河津資料館の運営について、市民団体や地域の方が集まり、積極的な活動を展開してくださり大変ありがたい。また学校等の見学対応に対しては出張所職員が対応している。今後は、大河津資料館に専任の館長、職員を置くなどして、市民の参加をより促すような資料館の運営・活用をしてもらいたい。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第7項1.河川に関する歴史、文化の伝承』に記載のとおり今後も推進します。	P97	全体調整会議
			P98	72	・ 大河津分水路の果たしている役割を多くの方が認識していただくことは非常に重要であり、大河津資料館の役割は非常に重要である。大河津分水路は、日本の代表的な治水であり、その象徴的な存在であるので、地域住民だけでなく全国に広く伝承する役割がある。また、新潟市歴史博物館では信濃川の治水を行いながら発展してきた新潟のまちの歴史について展示されているので、大河津資料館と同様に役割は大きい。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第7項1.河川に関する歴史、文化の伝承』に記載のとおり今後も推進します。	P97	全体調整会議
			P98	73	・ 鳥屋野潟は信濃川水系、阿賀野川水系とつながっているという認識は非常に低い。大河津分水路の役割は鳥屋野潟にとっては不可欠です。大河津分水路があつて、鳥屋野潟の排水機場があつて、そして鳥屋野潟に水を集めて掻き出している。越後平野、信濃川水系、阿賀野川水系を含め河川全体の関連を捉え、計画を進めてほしい。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第7項1.河川に関する歴史、文化の伝承』に記載のとおり、今後も推進します。	P97	全体調整会議
			P98	74	・ 小学生が河川とふれあう場が少なくなっているが、今回の計画では積極的に小学生と河川のふれあいについて展開していくと書かれていることから、安全を基本とすうえで、是非これを進めてほしい。また、河川は自分の育った故郷の誇りになるものであるので、誇りに思えるような環境整備を進めてほしい。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第7項2.環境学習・防災教育等への支援』に記載のとおり今後も推進します。	P97	全体調整会議
	8項 河川空間の適正な利用の促進	P99	75	・ P99は信濃川の利用の仕方について、川をうまく利用して町が発展してきた歴史を踏まえ、さらに踏み込んだ利用の仕方について記載されるとよい。また、河川敷における商業利用の規制緩和の適用、指定管理やPPP(官民連携)の活用など、民間の力を入れて河川敷等を持続的に良好にしていしくみづくり等についても記載ができるとよい。	ご意見を踏については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第8項1適正な利用の促進』の記載に含まれていますが、具体的な対応については、個別に検討して参ります。	P98	下流部会	
		P99	76	・ 信濃川沿川の住民がいろいろな形で河川に関わっているが、どの程度住民が関わっているかをモニターする仕組みを作り、その結果を踏まえて、より住民が関わっていける取り組みを実施してほしい。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第8項1.適正な利用の促進』を修正しました。	P98	全体調整会議	

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回 答	案の該当頁	部会名
章	節	項	ページ					
				77	<ul style="list-style-type: none"> 計画段階評価の案について、4つの案を比較して見たときに、どこがポイントなのかが分かりにくい。ポイントを強調するなど、工夫をした方が良いのではないかと。コストについて「小から大」と表現されているが、何が要因なのかを明確にした方が良いのではないかと。 	ご意見を踏まえ、計画段階評価説明資料を修正しました。	—	中流部会
				78	<ul style="list-style-type: none"> 計画案ができる時期、次回の学識者会議、整備計画の策定期間は具体的に何月頃か。 	河川整備計画の策定については、今年度中の策定を目標に進めております。	—	全体調整会議

原案に対する頂いたご意見

上中下流部会、全体調整会議別

上流部会

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁
章	節	項	ページ				
3章 河川の現状と課題	4節 河川環境の現状と課題	1項 河川環境	P41	1	・千曲川と梓川の内容が混在して分かりにくいいため、分離して記載してはどうか。	ご意見については、他の項目と記載方法を統一するため、上流部・中流部・下流部の区分に基づいて記載しております。	—
			P41	2	・オオクチバスやコクチバスの外来生物についても記載した方がいいのではないか。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第3章第4節第1項3. (1)上流部』を修正しました。	P41
			P41	3	・高水敷の乾地化が進んだ要因として砂利採取等の影響と記載しているが、主たる要因なのか。河道内の構造物により比高差が大きくなったことが要因ではないか。	経年の比較から、因果関係が明確である要因を記載しましたが、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第3項4. 土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握』により、モニタリングを実施し把握してまいります。	P93
			P41	4	・湧水環境の減少の要因として洪水に伴う砂州の移動や攪乱の影響等と記載しているが、主たる要因なのか。地下水位の低下等の要因の方が一般的なのではないか。	信濃川水系河川整備計画案(案)の『第3章第4節第1項河川環境3. (1)上流部』を修正しました。	P41
		P41	5	・ヤナギの立ち枯れは梓川のことではないか。	ヤナギの立ち枯れは千曲川でも確認されており、上流部の状況として説明しております。	—	
		2項 魚類の移動環境	P43	6	・魚道が整備されていない箇所数を具体的に示す方が良い。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第3章第4節第2項魚類の移動環境』の図31に記載のとおりです。	P45
3章 河川の現状と課題	4節 河川環境の現状と課題	3項 特徴的な河川景観	P46	7	・長野盆地から下流を中心にまとめられているが、管内全域としてまとめるべき。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第3章第4節第3項特徴的な河川景観』を修正しました。	P46

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁
章	節	項	ページ				
4章 河川整備計画の目標	1節 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標	1項 災害の発生防止又は軽減	P58	8	・ 上下流のアンバランスは絶対につくってはいけないと思うので、30年工事を行うことにより、できるだけ緩和を推進するという施策を実施していただきたい。	ご意見は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第1節第1項1.目標設定の背景』の記載に含まれています。	P58
	2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	2項 良好な水質の維持	P61	9	・ 「水質事故の発生を低減しつつ…」は不自然な表現ではないか。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第2節第2項良好な水質の維持』を修正しました。	P61
	3節 河川環境の整備と保全に関する目標	1項 河川環境の保全及び生物の生息・生育・繁殖地保全	P61	10	・ 魚ののぼりやすい川づくりの推進における、「山から川…」との目標記載が広すぎて焦点が曖昧になっている。	水系全体の連続性の確保を目標として記載しております。具体の整備内容は、信濃川水系河川整備計画案(案)『第5章第1節第3項1.(3)魚がのぼりやすい川づくりの推進』で記載しています。	P86
			P61	11	・ 「サケさかのぼる千曲川」といった、だれにもわかりやすく、目標にしやすい、川の未来像を示す言葉が原案にあってもよいのではないか。	ご意見は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項1.(3)魚がのぼりやすい川づくりの推進』の記載に含まれており、サケ等の特定の魚種については広報等で随時情報発信してまいります。	P86
		3項 人と河川との豊かなふれあいの確保	P61	12	・ 人と河川の豊かなふれあいの場を確保することによって、いままで営々と行ってきた河川事業により人と自然が共生してきたということを理解いただくような点で整理をしていただきたい。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第3節第3項人と河川との豊かなふれあいの確保』を修正しました。	P61

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回 答	案の該当頁
章	節	項	ページ				
5章 河川整備の実施に関する事項	1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	1項 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	P66	13	・ 掘削土の適正な処理について触れておく必要がある。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1. (2)河道掘削』を修正しました。	P66
			P67	14	・ 犀川の久米路橋付近の河川トンネルでは治水効果を発揮しつつあるので、立ヶ花狭窄部においても同様に湾曲部を河川トンネルによりショートカットすることはできないか。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1.(2) ①上流部』に記載のとおり、中野市田麦地先～中野市立ヶ花地先は河道掘削を実施します。	P67
			P70	15	・ 千曲川の立ヶ花と戸狩の両狭窄部が上流部の課題であるが、その拡幅・整備のためには、大河津分水路の改修が欠かせない。原案でも取り上げている大河津分水路の改修を優先していただきたい。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1. (3)大河津分水路の改修』に記載のとおり、実施してまいります。	P70
			P70	16	・ 犀川上流の既設利水ダムの洪水調節を特例操作ではなく計画に位置付けていただきたい。 千曲川では平成27年度末を目標に6500m ³ /sへ流下能力を向上させる整備を進めているが、犀川指定区間の久米路第二河川トンネルの整備は平成25年度末に完了することとなり、この間の2年間は上下流バランスに齟齬が生じることから、これを解消するためにも既設ダムの有効活用を前倒して実施していただきたい。	ご意見は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1. (4)既設ダムの有効活用[上流部・中流部]』に記載しています。なお、具体的な方策については検討を進め、今後提示してまいります。	P70
			P70	17	・ 大町ダム、東電5ダムの連携により平成18年洪水で水位低下効果があったことから、今後も同様の取り組みを行っていただきたい。	既設ダムの有効活用については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1. (4)既設ダムの有効活用[上流部・中流部]』に記載しています。	P70

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁
章	節	項	ページ				
5章 河川整備の実施に関する事項	1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	1項 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	P70	18	・ 霞堤の機能維持・保全と合わせて、安全対策を実施していただきたい。	ご意見の霞堤の安全対策は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項4.計画高水位等を超える洪水を踏まえた流域連携による治水対策』により実施してまいります。	P79
			P71	19	・ 大規模地震の対応とはどのような内容を想定しているのか。また対応は可能なのか。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第5項大規模地震発生の対応』を修正しました。	P96
			P71	20	・ 大規模地震とは善光寺地震も含んで記載しているのか。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第3章第1節第1項既往洪水の概要』と『第5章第2節第5項大規模地震発生の対応』を修正しました。	P9 P96
			P72	21	・ 「資産が多い区間」等の判断基準等が明確でない表現は、削除又は変更が必要。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項3. (2)堤防の浸透対策』を修正しました。	P73
			P76	22	・ 親水公園付近の川の流れを緩やかにするような手立てをしていただきたい。	ご意見は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項3. (3)水衝部対策』に記載のとおり、水衝部に関する調査・モニタリングを継続的に実施し、必要な対策を実施します。	P76

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁
章	節	項	ページ				
5章 河川整備の実施に関する事項	1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	3項 河川環境の整備と保全に関する事項	P84	23	・生態護岸のように一般的ではないと考えられる用語の取り扱いに留意していただきたい。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項1. (1)多自然川づくりの推進』を修正しました。	P84
			P84	24	・ワンドやたまりの具体的な保全・再生方法の記載が必要ではないか。	ご意見は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項1. (1)多自然川づくりの推進』の記載に含まれており、具体的な対策については、個別に検討してまいります。	P84
			P86	25	・遺跡に限った記載だけでなく、貴重種等にも対応することの記載が必要ではないか。	ご意見は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項1. (2)工事による環境影響の軽減等』に含まれています。	P86
	2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	1項 河川の調査、状態把握	P88	26	・PDCAを回す場合は目標達成を図る評価指標が必要であるが、整備計画原案にはどのように記載しているのか。	維持管理の評価指標については、確立された手法がない場合が多く、維持管理計画の作成及び見直しにあたっては、必要に応じて学識者等の助言を得ることにしております。	P88
			3項 河道の維持管理	P93	27	・土砂動態を定期的に把握することは非常に重要であるが、土砂動態をできる限り沈静化させるような方策を検討してはどうか。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第3項4. 土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握』により実施してまいります。
		P93		28	・狭窄部の掘削は、土砂動態の観点から河床洗掘を引き起こしてしまわないよう、バランスのとれた方法を検討していただきたい。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第3項4. 土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握』により実施してまいります。	P93
		P93		29	・上流区間では河床低下があり、護岸や橋梁の根入れ不足が生ずることから河床低下対策をお願いしたい。	ご意見は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第3項4. 土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握』に記載のとおり、維持管理も含めた土砂対策の検討を行い、必要に応じて対策に取り組みます。	P93

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回 答	案の該当頁
章	節	項	ページ				
5章 河川整備の実施に関する事項	2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	3項 河道の維持管理	P93	30	・ 置土は大きめの粒径で実施していただきたい。	ご意見は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第3項4.土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握』に含まれています。	P93
			P93	31	・ 河床低下区間は帯工等の横断工作物により対応することはできないか。	ご意見は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第3項4.土砂動態及び土砂の流下による河川環境の変化の把握』に含まれています。	P93
			P95	32	・ 地域と連携した河川管理については、住民を参加させることを目的としたものでなく、河川改修の必要性等について認識を深めてもらうような仕組みづくりといった観点で記載ができないか。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第3項6. 地域と連携した河川管理の推進』を修正しました。	P94
		7項 人と河川とのかかわりの構築	p98	33	・ 下流域に対し上流域に住む者はもう少し環境に配慮しなければいけないことや、大河津分水の改修状況などは長野県の方の者は知らないと思うので、メディアを通じた情報発信等をしていただきたい。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第7項人と河川とのかかわりの構築』に含まれており、上中下流の相互理解を高めるなかで、内容や方法を工夫し実施してまいります。	P97

中流部会

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁
章	節	項	ページ				
3章 河川の現状と課題	2節 治水の現状と課題	1項 流下能力の向上・水位低下	P14	1	・堤防が完成堤防、暫定堤防、暫々堤、未整備となっているが、30年かけると、暫定堤防、完成堤防と割合が変わるといのは、際立った変化として出るものか。	整備計画では、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1.(1)堤防整備、表15～18』に示す暫定堤防・暫々堤防・未施工(無堤)区間において堤防の新築・拡築を行い、完成堤にすることとしています。	P62～ P66
		4節 河川環境の現状と課題	2項 魚類の移動環境	P43	2	・「魚類の移動環境」の中で、「ドジョウなど」と文言があるが、ドジョウを代表にするというのは、相応しくない。魚類は、繁殖期や成長の過程で移動することがあるので、「生活史の中で」とした方がよいのではないか。	ご意見を踏まえ、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第3章第4節第2項魚類の移動環境』を修正しました。
		4項 人と河川とのふれあい	P49	3	・「河川空間利用状況」で、平成15年、平成18年、平成21年の河川利用者数を比較すると、散策の利用が爆発的に増えているが、どういう理由で河川利用者が増加したのか。	平成15年度の集計方法に誤りがありましたので修正しました。	P49
4章 河川整備計画の目標	1節 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	1項 災害の発生の防止又は軽減	P58	4	・信濃川や他の川もそうだが、県の管理区間と国の管理区間がある。管理するためには一本化した方がよいのではないか。それぞれの管理体制、情報交換がどうなっているか具体的に教えてほしい。	本計画は大臣管理区間を対象としていますが、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第1節第1項の1.目標設定の背景』に記載のとおり、県境区間については、整備に関する情報を共有するなど関係する河川管理者と連携を図りながら進めているところです。	P58
			P58	5	・将来的に一元管理というのは有り得ないということか。		
5章 河川の整備の実施に関する事項	—	—	P62	6	・整備計画原案 第5章、整備の実施計画の期間は、30年で良いか。	信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章河川の整備に実施に関する事項』で記載している整備の実施期間は『第1章第3節計画の対象期間』に記載しているとおり、計画策定時より概ね30年間とします。	P4
	1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	1項 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	P62	7	・「30年間での整備」で、30年間の中でどういう優先順位をつけて、何から実施していくかをしっかり考える必要があるのではないか。どの程度の規模の洪水が起こるか、どの対策を中心に実施するのかを整理し、対策と実施時期の関係をまとめてほしい。	信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第1節第1項1.目標設定の背景』に記載のとおり、水系全体として段階的かつ着実に治水安全度の向上を図ってまいります。	P58

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁
章	節	項	ページ				
5章 河川の整備の実施に関する事項	1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	1項 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	P70	8	・「洪水等による災害の発生防止又は軽減」の中で「④既設ダムの有効活用」がある。田んぼダムを非常に重要視しており、洪水の調整池の役割を果たすのが田んぼであると考えている。田んぼの排水口を規制することによって、たまった水が、ゆっくりと河川に流れ出るといった機能を持つわけであり、田んぼダムを関係機関と調整の上で進めていくというような項目を入れた方が良いのではないかと。	「田んぼダム」については、河川法上位置付けられた名称ではないため原案に記載できませんが、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1.(5)遊水機能の保全』に記載している「遊水機能」の一つとして評価しています。	P70
			P71	9	・大河津分水路の第二床固副堰堤のような重量のある大きな建物を構築する場合、地下の活断層等の有無は調査するのか。活断層があった場合はどのような対応を取るのか。	大河津分水路には活断層は確認されていませんが、河川構造物を設計する際には、構造物の設計に必要な地盤調査及び耐震照査を実施します。	—
		P84	10	・「河川環境の整備と保全」の中で、「魚類の生息環境に配慮し、たまりや湿地等の多様な河川環境」とある。現在は朱鷺が佐渡で繁殖しており、朱鷺の餌場が湿地であるため、湿地の保全が重要と思われる。魚類だけではなく、多様な生物が生息するという主旨を書いてほしい。	ご意見を踏まえ、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項1.(1)多自然川づくりの推進』を修正しました。	P84	
	2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	2項 河川管理施設等の点検・維持管理場所	P89	11	・説明の中に、老朽化に対する取り組みが少ないように思ったが、どのように考えているか。	ご意見を踏まえ、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第2項2. 堰、水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理』を修正しました。	P89
—	—	—	—	12	・計画段階評価の案について、4つの案を比較して見たときに、どこがポイントなのかが分かりにくい。ポイントを強調するなど、工夫をした方が良いのではないかと。コストについて「小から大」と表現されているが、何が要因なのかを明確にした方が良いのではないかと。	ご意見を踏まえ、計画段階評価説明資料を修正しました。	—

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁
章	節	項	ページ				
1章 河川整備計画の考え方	2節 計画対象区間	—	P2等	1	<ul style="list-style-type: none"> ・中ノロ川を含めて安全度を高めなければ、信濃川全体の本当の安全につながらない。このため、市町村としては今後も国へ一括整備・管理を求めている。 ・直接一括管理と書き込めなくても、P2の計画対象区間について、「支川の取扱に関しては支川管理者とその範囲等について別途協議します。」のような幅を持たせた表現とすることはできないか。あるいは、「現時点での社会状況、自然環境状況、河道状況等を策定したものであり、策定後にこれらの状況変化や新たな知見、技術の進捗等が生じた場合には、必要に応じて適宜、見直しを行います。」を追記できないか。 	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第1章第1節計画の趣旨、第3節計画の対象期間』を修正しました。	P1 P4
1章 河川整備計画の考え方 5章 河川整備の実施に関する事項	2節 計画対象区間 1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	1項 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	P2、P71、P80等	2	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水後、信濃川本川は堤防が整備されたが、中ノロ川は対策が実施されていない。平成23年7月新潟・福島豪雨時に、萱場排水機場・中部排水機場では30時間を超える長時間にわたり排水ポンプを止めたことにより、農地被害が発生した。中ノロ川を信濃川の一部とみて整備してほしい。 	現在は、中ノロ川については信濃川水系河川整備計画の対象となっていませんが、信濃川の整備にあたっては、中ノロ川の河川管理者である新潟県と連携して取り組んでいきます。	—
3章 河川の現状と課題	4節 河川環境の現状と課題	4項 人と河川とのふれあい	P52等	3	<ul style="list-style-type: none"> ・利用について、漁業の実態や魚の実態について記載した方がよい。魚類相は万代橋から下流では120種～130種と非常に豊かな箇所である。 	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第3章第4節第1項1.河川環境の特徴』及び『第3章第4節第4項2.レクリエーション・親水施設』を修正しました。	P38 P52
5章 河川整備の実施に関する事項	1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	1項 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	P71	4	<ul style="list-style-type: none"> ・内水を貯留する施設は、基礎自治体が計画し整備するのがほとんどのケース。「支川管理者が策定する内水処理計画」に限定すると、全てはカバーできない。また、「連携・調整」について、内水対策の充実が本川を守ることにもつながるほか、国土交通省では内水施設の充実について支援制度があり、自治体としても支援をしていただきたいので、より踏み込んで記載いただけるとよい。 	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項2.内水対策』を修正しました。	P71

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁
章	節	項	ページ				
4章 河川整備計画の目標	1節 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標	1項 災害の発生防止又は軽減	P58、P71等	5	<ul style="list-style-type: none"> 理想を言えば、新たな分水路建設が選択肢としてあってもいいと思うが、河川整備計画では30年を見越して財政状況を鑑みた上で、より実現性があり、ある程度具体を示した計画としていかなければならない。 そのためには、①中ノロ川の一体整備・管理、②大河津分水路の抜本的な改修、③一時的に水を抱きかかえる対策の充実・強化を記載する必要がある。①と②は最低限やらないといけないことだと考えている。②は記載されているが、①、③はもう少し記載をした方がよい。③については、内水対策が中心となるが、P71のたった3行ではアンバランスである。内水対策を行うことが本川を守り、沿川地域を守ることにつながることを記載するとともに、内水対策の取り組みを記載するとよい。また、第4章の目標にも内水対策が位置付けられるべきではないか。 	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項2.内水対策』を修正しました。	P71
5章 河川整備の実施に関する事項	1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	1項 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	P80	6	<ul style="list-style-type: none"> 想定を越える洪水に備え、まるごとまちごとハザードマップ等を適宜更新してほしい。また、ハザードマップの浸水想定区域外でも状況に応じて逃げるなど、ハザードマップが正しく理解され利用されるよう、きちんと周知してほしい。 	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項4(3)水防、避難に資する適切な情報提供等』を修正しました。	P80
4章 河川整備計画の目標	2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	1項 流水の正常な機能の維持	P60、P81	7	<ul style="list-style-type: none"> P82には小水力発電について記載がされているのが、目次で小水力発電の場所が分かりづらいため、P81のタイトルは「適正な流水管理」に「活用」という言葉がほしい。また、目標にも小水力発電に関する記載を追加した方がよい。 	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第2項1.適正な流水の利用・管理』に修正しました。 また、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第2節第1項流水の正常な機能の維持』を『流水の適正な利用及び正常な機能の維持』に修正し、文章も合わせて修正しました。	P81 P60

下流部会

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁
章	節	項	ページ				
3章 河川の現状と課題 5章 河川整備の実施に関する事項	4節 河川環境の現状と課題 1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	2項 魚類の移動環境 3項 河川環境の整備と保全に関する事項	P43、P83、P86等	8	<ul style="list-style-type: none"> 粗朶沈床は、魚類の産卵場所としても生育の場としても非常によいもの。やる人がいなくなったからやめるとは言わずに残していく方向で対応して欲しい。 	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項1.(1)多自然川づくりの推進』に記載しているとおり、今後も推進します。	P83
5章 河川整備の実施に関する事項	1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	3項 河川環境の整備と保全に関する事項	P87	9	<ul style="list-style-type: none"> 川辺に市民が訪れる機会を増やすことが重要である。水辺の浅いところや木陰などをつくることにより、水鳥が集まり、子どもたちも遊ぶことができるような場が実現できないか。 市民が川に近づいて地域の川に親しむため、環境を整えることが重要である。シンボリックにでもよいので河川敷における植樹についてご検討いただきたい。 	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項3ふれあいの場の整備』に記載しているとおり、今後も推進します。 また、河川敷における植樹については、基本的に「河川区域における植樹の伐採・植樹基準」に基づいて行われるものですが、個別に実現の可能性について検討して参ります。	P87
			P87等	10	<ul style="list-style-type: none"> 信濃川は、ウォーターシャトルが走っていて、川の中から市民の目線で、景観が眺められるので、歴史とか、川の存在価値を踏まえた固有の景観を作り出して行くべき。 	河川の景観作りについては、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項2良好な景観の保全・再生・創出』に記載しました。	P87
	1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要 2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	3項 河川環境の整備と保全に関する事項 1項 河川の調査、状態把握	P83、P86、P88等	11	<ul style="list-style-type: none"> 河川環境の状態は30年のうちに推移していくことから、定期的なモニタリングが重要である。また、掘削が実施される箇所では整備前後の評価が重要であることから、必要に応じて適切なアセスメントを行ってほしい。 	掘削後のモニタリングとその評価については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項1.(2)工事による環境影響の軽減等』に記載の通り、継続的なモニタリング等に努めます。	P86

下流部会

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁
章	節	項	ページ				
5章 河川整備の実施に関する事項	2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	7項 人と河川とのかかわりの構築	P98等	12	・ 防災教育と人材育成は重要である。多くの項目のなかに記載されているが、まとまった形での記載があればより広い人々が計画を理解しやすくなる。また、防災教育、人材育成はどのようなイメージで記載したのか。具体的に記載できるとさらによい。	防災教育と人材育成は、多くの項に関係するもので、一つにまとめることは困難と考えます。具体的なイメージについては、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第7項2.環境学習・防災教育等への支援』に記載しています。	P97
4章 河川整備計画の目標 5章 河川整備の実施に関する事項	1節 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標 2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	3項 水防、避難に資する適切な情報提供等 7項 人と河川とのかかわりの構築	P60、P98	13	・ 地域防災力の向上が重要であることを記述として追加した方がよい。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項4.(4)防災教育の支援』を修正しました。	P80
5章 河川整備の実施に関する事項	2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	8項 河川空間の適正な利用の促進	P99	14	・ P99は信濃川の利用の仕方について、川をうまく利用して町が発展してきた歴史を踏まえ、さらに踏み込んだ利用の仕方について記載されるとよい。また、河川敷における商業利用の規制緩和の適用、指定管理やPPP(官民連携)の活用など、民間の力を入れて河川敷等を持続的に良好にしていくしくみづくり等についても記載ができるとよい。	ご意見を踏については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第8項1適正な利用の促進』の記載に含まれていますが、具体的な対応については、個別に検討して参ります。	P98

全体調整会議

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁
章	節	項	ページ				
1章 河川整備計画の考え方	1節 計画の主旨	—	P1	1	・ 下流部会では中ノロ川の直轄編入を要望する意見が多かったが、整備計画の策定後に状況の変化が生じた場合には、計画の見直しを行うことができるような意見を案の中には取り入れてもらえるのか。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第1章第1節計画の趣旨』を修正しました。	P1
3章 河川の現状と課題	4節 河川環境の現状と課題	1項 河川環境	P41	2	・ P41の「アカヒレタビラ」は、「キタノアカヒレタビラ」とすべきである。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第3章第4節第1項2.動植物の生息・生育・繁殖状況』を修正しました。	P41
4章 河川整備計画の目標	1節 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標	1項 災害の発生防止又は軽減	P58	3	・ 下流部会では、原案全体としては肯定的な評価をしている。特に大きな項目としては、30年という長いスパンの中で優先順位の考え方や上中下流のバランスを念頭に置いた計画が必要であるとの意見がでた。また、外水氾濫防止のため、市街地の浸水を防ぐためのポンプの運転調整をせざるを得ないという現実があるが、非常に深刻な問題であり、今後も適正に調整を進めていく必要がある。	信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第1節第1項1.目標設定の背景』に記載のとおり、水系全体として段階的かつ着実に治水安全度の向上を図ってまいります。また、内水対策については、ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項2.内水対策』を修正しました。	P58 P71
			P59	4	・ 原案P59の図35、36の数字と注意書きについては、P70の既設ダムを活用で立ヶ花地点で7,600m ³ /sを洪水調節施設により7,300m ³ /sになると記載されていることに対応していると思うが、300m ³ /s流量を上流で貯留するというを明確に分かりやすく記載することはできないか。	ご意見は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第4章第1節第1項2.整備の目標』に記載のとおりです。なお、具体的な方策については検討を進め、今後提示してまいります。	P58
	3節 河川環境の整備と保全に関する目標	1項 河川環境の保全及び生物の生息・生育・繁殖地保全	P61	5	・ P61に魚がのぼりやすい川づくりを推進しますと書いてあるが、サケが遡上できる川づくりをめざすため、「サケさかのぼる」という方向に記載してもらえないかという感想をもっている。	ご意見は、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第3項1.(3)魚がのぼりやすい川づくりの推進』の記載に含まれています。	P86
5章 河川整備の実施に関する事項	1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	1項 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項	P70	6	・ 大河津分水路の改修が計画に位置付けられたことは評価できる。現在の分水路は河口に行くにしたがって川幅が狭くなっているが、当時の考え方として安全面を考えてこれで十分だと考えて狭くしているのか、それとも当時の財政面・技術面でやむを得ず狭くなっているのか聞きたい。	大河津分水路の下流が狭いことについては、当時の財政面、技術面で限界があったと思われます。	—
			P70	7	・ 下流部の治水計画は大河津分水路が機能していることが前提であるため、分水路下流区間の流下能力確保が極めて重要である。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1.(3)大河津分水路の改修』に記載のとおり、実施してまいります。	P70

全体調整会議

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁
章	節	項	ページ				
5章 河川整備の実施に関する事項	1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事施行により設置される河川管理施設の機能の概要	1項 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	P70	8	・ 62ページで大河津分水路を優先的に進め、上下流バランスを考えた段階的に整備するというのは正しいと思う。その中で、既存ダムの有効活用についても原案に記載されており評価したい。上流部で洪水を貯めるということは流域全体に効果があるため、ぜひ早く進めてほしい。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項1.(4)既設ダムの有効活用[上流部・中流部]』に記載のとおり、実施してまいります。	P70
			P76	9	・ P76の水衝部の対策の中で、「水衝部(みお筋)」とあるが、水衝部とみお筋は別の事象であり同列の言葉として使われるのは違和感がある。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第1項3.(3)水衝部対策』を修正しました。	P76
		2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	P81	10	・ 小千谷地点の正常流量145m ³ /sに対して、観測期間の平均濁水流量が約200m ³ /sで正常流量より大きい流量であるにも関わらず、水環境の改善など流水管理が必要だとしている。P81では維持管理の面でどこに注意をして流水管理を実施するのが望ましいということをもう少し丁寧に記載した方がよい。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第1節第2項1.適正な流水の利用・管理』を修正しました。	P81
	2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	—	P88	11	・ サイクル型管理については、図を追加したのでわかりやすくなったが、図に整備計画と関連をつけて示す方が分かりやすいのではないか。例えばPlanは整備計画の目標、Doは整備計画の事業、Checkは日常の維持管理、Actionは次の計画へ向けた技術的知見の蓄積にあたるのではないか。これらを図の4つの部分に書くとわかりやすいのではないか。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節河川の維持の目的、種類及び施行の場所』を修正しました。	P88
5章 河川整備の実施に関する事項	2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	—	P88	12	・ サイクル型管理については内部チェックだけでなく、第三者機関による外部からのチェックシステムが必要である。パートナーシップによる河川管理の展開について、もう少し具体的に説明した方がよい。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節河川の維持の目的、種類及び施行の場所』を修正しました。	P88

全体調整会議

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁
章	節	項	ページ				
5章 河川整備の実施に関する事項	2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	5項 大規模地震発生後の対応	P97	13	<ul style="list-style-type: none"> 原案の97ページに大規模地震発生後の対応があるが、大規模地震発生前に対応すべきことがあるのではないかと見られる。千曲川の歴史的3洪水のうち2つは地震に伴うせき止めと決壊が原因と見られている。立ヶ花の狭窄部でも活断層によって河床が盛り上がり、せき止められて氾濫したということを繰り返してきた。このような過去の地震を知って日頃から備えることも大切である。 	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第3章第1節第1項既往洪水の概要』と『第5章第2節第5項大規模地震発生時の対応』を修正しました。	P9 P96
		7項 人と河川とのかかわりの構築	P98	14	<ul style="list-style-type: none"> 信濃川大河津資料館の運営について、市民団体や地域の方が集まり、積極的な活動を展開していただき大変ありがたい。また学校等の見学対応に対しては出張所職員が対応している。今後は、大河津資料館に専任の館長、職員を置くなどして、市民の参加をより促すような資料館の運営・活用をしてもらいたい。 	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第7項1.河川に関する歴史、文化の伝承』に記載のとおり今後も推進します。	P97
			P98	15	大河津分水路の果たしている役割を多くの方が認識していただくことは非常に大事であり、大河津資料館の役割は非常に重要である。大河津分水路は、日本の代表的な治水であり、その象徴的な存在であるので、地域住民だけでなく全国に広く伝承する役割がある。また、新潟市歴史博物館では信濃川の治水を行いながら発展してきた新潟のまちの歴史について展示されているので、大河津資料館と同様に役割は大きい。	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第7項1.河川に関する歴史、文化の伝承』に記載のとおり今後も推進します。	P97
			P98	16	<ul style="list-style-type: none"> 鳥屋野潟は信濃川水系、阿賀野川水系とつながっているという認識は非常に低い。大河津分水路の役割は鳥屋野潟にとっては不可欠です。大河津分水路があって、鳥屋野潟の排水機能があって、そして鳥屋野潟に水を集めて掻き出している。越後平野、信濃川水系、阿賀野川水系を含め河川全体の関連を捉え、計画を進めてほしい。 	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第7項1.河川に関する歴史、文化の伝承』に記載のとおり、今後も推進します。	P97
			P98	17	<ul style="list-style-type: none"> 小学生が河川とふれあう場が少なくなってきたが、今回の計画では積極的に小学生と河川のふれあいについて展開していくと書かれていることから、安全を基本としたうえで、是非これを進めてほしい。また、河川は自分の育った故郷の誇りになるものであるので、誇りに思えるような環境整備を進めてほしい。 	ご意見については、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第7項2.環境学習・防災教育等への支援』に記載のとおり今後も推進します。	P97

全体調整会議

原案該当箇所				番号	信濃川水系河川整備計画(原案)に対する学識者から頂いたご意見	回答	案の該当頁
章	節	項	ページ				
5章 河川整備の実施に関する事項	2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	8項 河川空間の適正な利用の促進	P99	18	・ 信濃川沿川の住民がいろいろな形で河川に関わっているが、どの程度住民が関わっているかをモニターする仕組みを作り、その結果を踏まえて、より住民が関わっていける取り組みを実施してほしい。	ご意見を踏まえて、信濃川水系河川整備計画案(案)の『第5章第2節第8項1.適正な利用の促進』を修正しました。	P98
—				19	・ 計画案ができる時期、次回の学識者会議、整備計画の策定期間は具体的に何月頃か。	河川整備計画の策定については、今年度中の策定を目標に進めております。	—